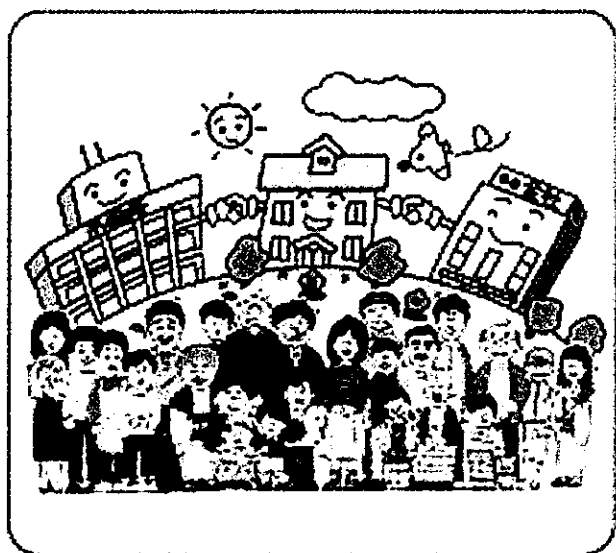


平成27年度

第2回安平町町民自治推進委員会

議 案



日 時 平成27年10月13日(火) 午後6時30分～

場 所 安平町追分公民館

1 開 会

2 委員長挨拶 安平町町民自治推進委員会 委員長 竹内 亨

3 議 事

(1) 報 告： 町民参画の実施状況等について (資料1)
対象期間：平成27年7月1日～平成27年9月30日

(2) 研究協議： 町民参画の必要基準及び手続きマニュアルの充実に向けて
～地域公共交通を例に～ (グループワーク)

4 その他

(1) 次回の会議について . . . 12月議会と3月議会の間を予定

5 閉 会

対象期間：平成27年7月1日～平成27年9月30日

1. 町民参画手続の実施状況について

(1)パンフレットコメント

No.	名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	新町まちづくり計画の変更(案) 【企画財政課】	計画期間の延長(10年間→H32年度までの15年間に)及び延長に伴う財政計画表の更新・変更	平成27年8月21日 ～平成27年9月14日	HP 広報紙 庁舎閲覧	町民(推進 条例第2条)	0件	HP 9月議会行政報告	

(2)アンケート調査

No.	名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町まちづくり町民アンケート 調査【企画財政課】	「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27～H31)」「第2次安平町総合計画(H29～H38)」の策定に向けた、町の現状に対する住民満足度や考え方を把握するための全世帯調査	平成27年9月7日 ～平成27年9月30日	調査票を全戸に配布し、郵送回答	町内全戸	現在 集計中	未実施 ※今後実施予定 ・HP ・広報紙	

(3)モニター制度

No.	名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	実施方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1								

(4)町民説明会

No.	名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								

(5)ワークショップ

No.	名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	審議内容等	結果の公表状況
1	第1次安平町農業・農村振興計画 【農林課】	計画期間の延長(5年間→H28までの7年間に)	安平町農業構造対策協議会 平成27年9月1日	9月1日開催の協議会にて承認。 町民参画に付す事項が「計画の内容」に関するものではなく、「計画期間を2年間延長すること」であり、一般町民からの意見提出が想定し難いため、有識者で構成する協議会のみでの参画手続を選出した。	HP 9月議会行政報告

(資料1)

2	安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び個人情報保護条例の一部改正【総務課】	マイナンバー法の施行に伴う関連条例の制定・改正	安平町情報公開・個人情報保護審査会 平成27年9月14日	法に基づき条例の制定及び一部改正が必要であるものの、法令どおりに実施しない検討余地がある事案であるため、情報公開・個人情報保護審査会を9月14日付けで開催(書面会議)した。結果、内容及び提案について全委員(5人)から承認された。	平成27年9月定例会へ上程し、議決された。
3	町政功労賞等表彰者の選考【総務課】	町政功労賞等表彰者の選考を委員会に諮問したもの	安平町表彰者等選考委員会 平成27年9月1日	9月1日開催の委員会にて決定し答申。社会功績賞1名、産業功績賞4名、教育功績賞4名、公益貢献賞1名、善行努力賞6名の合計16名。	11月6日に表彰式を実施し、その後町広報紙に掲載。
4	はやきた子ども園民営化協定内容等【教育委員会】	①はやきた子ども園民営化協定内容 ②子ども園民営化に伴う利用者負担額条例の改正案 ③追分地区児童福祉複合施設の整備	安平町子ども・子育て会議 平成27年8月24日	①大枠で承認され、会議で出された意見等により修正の上、さらにリズム学園と調整し9月議会へ財産処分の議決等提案することとなった。 ②質疑・意見等は特になく、条例案を9月議会へ提出することとなった。 ③保護者への説明会を早期に実施して欲しい等意見が出された。	①、②9月議会に関連議案を上程、議決された。

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	条例第6条第1項の該当(町民参画の判断基準)	実施しなかった理由(条例第6条第2項による省略)等
1	安平町長等の給与等に関する条例の一部改正【総務課】	教育長の給料月額額の改正を審議会に諮問したもの	安平町特別職報酬等審議会	第6条第2項第4号(町の内部事務)

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件

2. 町民政策提案制度の実施状況について

対象期間: 平成27年7月1日～平成27年9月30日

(1) 町民自主的提案型 協働のまちづくり政策 (町民が自ら政策を提案)

No.	提案名称及び担当課	提案受付日	提案者	提案概要	結果の公表状況等

(2) 町政課題解決型 協働のまちづくり政策 (町の求めに応じて町民が提案)

No.	募集名称及び担当課	募集の概要及び募集期間	提案者	提案概要	結果の公表状況等

自治推進委員会では、今回と次回の2回の会議で、次のような作業を行っていただきます。

「町民参画推進条例では明文化しきれない参画手続き基準を

細則化・体系化して、より機能的な制度にしていく」

本日、委員の皆さんしていただく具体的な作業やテーマは、次のとおりです。

テーマ：「地域公共交通をより良いものにする町民参画プロセス（＝参画過程）とは」

- 作業① ・「安平町の各種交通事業の一覧表」を見ながら、感想や意見を話し合う (20分)
- ・各グループから発表（他グループの感想・意見を共有） (10分)

作業② ・ (20分)

作業③ ・ (25分)

↓

最終的には、作業①～③を通して出された委員意見を、参画手続き基準の細則化・体系化に活かしていきます。

行政事務事業

町民参画推進条例（最も基本となる第1の基準）

※条例で町民参画が必要なものは複数回の町民参画の実施が原則

[町民参画が不要]

庁内決定後に事業の実施

前回の会議で見えてきた
まだ明文化されていない
感覚的な基準
(例: ライフラインの整備)

[町民参画が必要]

例) 町民意見にバラつきが少ないもの

- ① 行政の発案、町民の要望、法律等の改正
- ② 企画検討・事業計画の立案
広報やHPで情報提供
- ③ 案に対する町民参画の実施
- ④ 町民意見を踏まえて再検討（案の修正等）
町民意見の内容、検討結果を公表
- ⑤ 庁内決定
- ⑥ 事業の実施 又は 議会への提案

例) 町民意見が多様にあることが明らかなもの

今回の会議で
検討したい部分

この例示のように、まだ明文化されていない町民の方々の感覚的な判断基準も踏まえて細則化・体系化